

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 10 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第 1 号

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第 3 条 職員の定年は、年齢 65 年とする。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて企業長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- (1) 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- (2) 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- (3) 業務の性質上、当該職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、企業長の承認を得て、

これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、企業長が別に定める。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 企業長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及びこれに準ずる職として企業長が別に定める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条から第11条までにおいて「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3及び第27条第1項並びに労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条（第1号本文に係る部分に限る。）に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の

段階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により後任を容易に得ることができないとき。
- (2) 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- (3) 業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、企業長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に得ることができない年齢別構成その他の特別の

事情がある管理監督職として企業長が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、企業長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（雑則）

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。